

令和 8 年度 樺戸郡浦臼町農業委員会 第3回 (9月)会議録

招 集 期 日		令和8年9月25日	8時25分	場 所	行政センター 委員会室
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和8年9月25日	8時25分	招 集 者	石井 文彦
	閉会	令和8年9月25日	8時40分	会 長	石井 文彦
会 長		石井 文彦		職 務 代 理	則本 洋希

委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	則 本 洋 希	出席	6	土 橋 直 生	出席	11	砂 場 聡 子	出席
2			7	古 橋 優 一	出席	12	加 藤 幸 嗣	出席
3	大 塚 秀 司	出席	8	石 橋 和 博	出席	13	石 井 文 彦	出席
4	江 上 教 之	出席	9	西 島 一 洋	出席			
5	田 村 将 人	出席	10	柴 田 勉	出席			
農業委員会事務局職員		事務局長	馬狩 範一		書 記	次長:國田 幹夫・会計年度職員:大平 英祐		

議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長		
----	--	-----	--	--

議 事 日 程 並 び に 会 議 事 件

[illegible]

	議事の顚末
議 長	会長挨拶 それでは、定数に達しているので、只今より第3回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第3回浦臼町農業委員会の会期は、令和8年9月25日、本日1日とする事にご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
議 長	それでは、6番土橋委員、7番古橋委員、よろしくお願いします。
議 長	それでは順次議題に入ります。
議 長	1ページ、日程第3、報告第1号、農地等現地確認についてを議題とします。事務局の説明を願います。
事務局	議案1ページをお開き下さい。報告第1号、農地等現地確認について、下記の者から農地等現地確認の願い出があり、現地を確認いたしましたので報告します。令和8年9月25日提出。浦臼町農業委員会会長、石井文彦。1. 土地及び関係人の表示、所在は字*****番**、他*筆。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は田、*****平方メートル、合計*****平方メートルです。申請人は、***さん、住所、*****番地の*、現地調査日は令和8年8月31日です。利用状況は宅地です。図面は2ページになります。場所は**地区で*****いあります。議案1ページの説明は以上でございます。
議 長	それでは、現地確認の状況報告を現地調査した代表委員よりお願いします。
石橋委員長	令和8年8月31日、3地区代表と事務局で現地調査をしました。申請地は、分筆した箇所であり、数年、農地としての利用もなく、今後も農地としても不可と判断した。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 申請地は分筆した現況（航空写真）には、建物が建っているのか。

事務局 建物で無く、廃車と雑品置き場になってます。

議 長 他に、ご意見、ご質問ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、この件については、報告どおり承認いたします。

議 長 次に、議案４ページ、日程第４、議案第１号、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案４ページをお開き下さい。議案第１号、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記の者から農地法第１８条第６項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和８年９月２５日提出。浦臼町農業委員会会長、石井文彦。１．土地及び関係人の表示、所在は*****番***、他*筆。地目は公簿、現況ともに一覧のとおりで、面積は田*****平方メートル、合計*****平方メートルです。貸主は*****番地の***、***さん、借主は*****番地の*、***さん。適要は合意解約。農地法第３条 許可番号****号、期間、平成**年*月*日から、令和*年*月*日に合意解約の通知書が提出されております。今回の合意解約は、贈与を行うための解約です。図面は５ページになります。場所は**地区で*****にある農地です。議案４ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。

議 長 それでは、この合意解約については、承認いたします。

議 長	7 ページ、日程第 5、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案 7 ページをお開き下さい。議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記の者から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和 8 年 9 月 2 5 日提出。浦臼町農業委員会会長、石井文彦。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****番***。地目は公簿、現況ともに一覧のとおりで、面積は田が*****平方メートル、合計*****平方メートルです。譲渡人は*****番地の***、***さん、譲受人は*****番地の*、***さん。譲渡理由は譲渡人の希望による贈与、譲受理由は譲渡人の希望による受贈です。図面は 8 ページになります。場所は**地区で*****にあります農地です。農地法第 3 条第 2 項の権利移動の制限については許可要件を全て満たしております。議案 7 ページの説明は以上でございます。
議 長	これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。
委 員	合意解約は 3 筆の地番だったが、この 3 条申請は 1 筆で、他 2 筆はどうなるのか。
事務局	***番地の**の内、同番地の***の内の 2 筆は、共有財産になっており、*氏が所有権放棄したため、**氏に所有権が譲渡になり、**氏の所有地となったため、許可申請は不要になった。
議 長	他に、ご意見、ご質問ありませんか。
全委員	ありません。
議 長	それでは、この件にいては、許可することで決定致します。
議 長	以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。
議 長	これをもちまして、第 3 回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、馬狩範一が作成したものであるが、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8年 9月25日 浦臼町農業委員会会長 石 井 文 彦

委員

印

委員

印